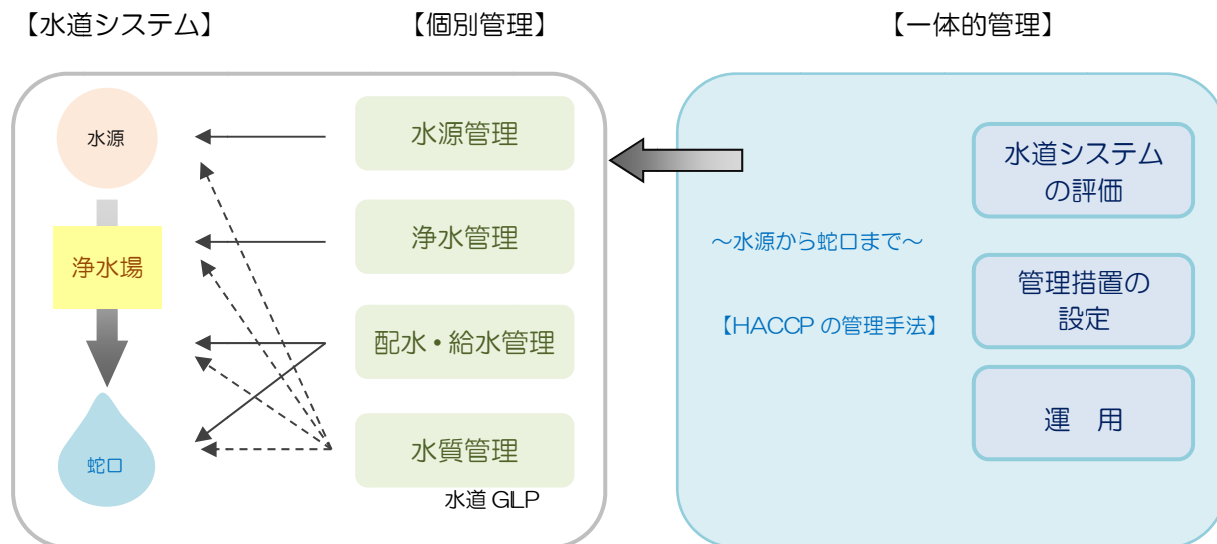


＝安全で安心できる水道をめざして＝ 水安全管理マニュアル（前橋市版水安全計画）による取り組み

前橋市水道局では、安全で安心できる水道をめざして、適切な浄水処理、精度の高い水質検査、水道施設の維持管理などに取り組んでいます。

水安全管理マニュアルは、これらの取り組みに加えて、水源から給水栓に至るまで一貫した水質管理を行うため、HACCP（ハサップ）の考え方を水道に導入することで、安全な水道水の供給をめざすものです。





※HACCP：Hazard Analysis and Critical Control Point。WHO（世界保健機関）が提唱している食品製造分野で確立されている考え方で、水源から給水栓に至る全ての段階で危害評価と危害管理を行うもの。

※このマニュアルは、厚生労働省より通知された「水安全計画策定ガイドライン」に基づいた内容であり、本市では「水安全計画」と位置づけます。

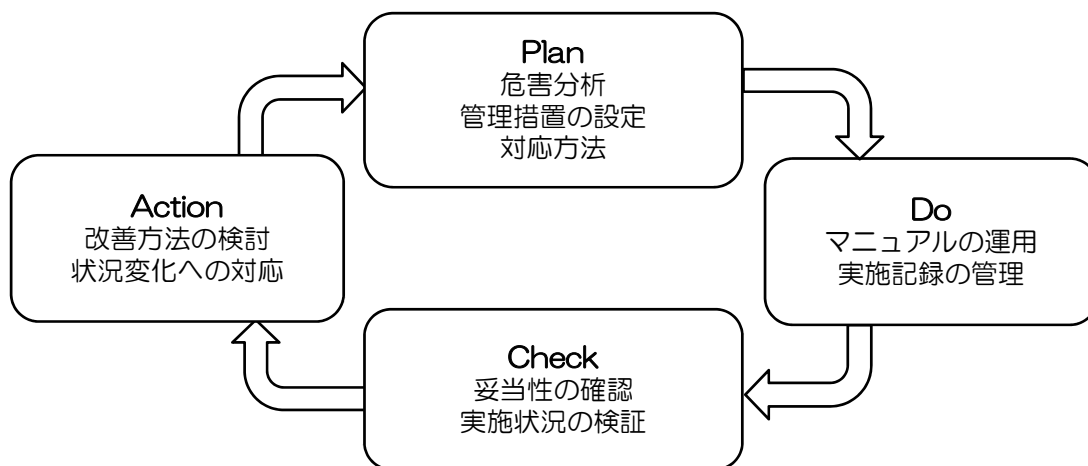
■ 主な内容

- 危害分析と監視体制
 - これまでの水質検査結果や浄水処理の過程における危害を抽出し、発生頻度や影響などについて検討し特定を行います。また、危害を発見するための監視体制や監視方法について整理します。
- 対応方法の設定
 - 危害が生じた場合の対応方法を整理し、危害発生時には迅速かつ的確に対応します。

発生場所	危害の例	監視体制	対応例
水源	・原水水質の異常（鉄、マンガン等）	水質検査・残留塩素計・日常点検等  水質検査  遠方監視室	・情報収集、原因調査 ・水質監視の強化
浄水場	・薬品の注入不良 ・浄水処理工程における不具合、異常		・現場確認、施設点検 ・臨時の水質検査 ・水質監視の強化
蛇口	・残留塩素濃度の低下 ・赤水の発生		・周辺の調査、原因の特定 ・残留塩素濃度等の水質検査の実施

■ 運用

水安全管理マニュアルが常に安全な水を提供する上で十分なものになっているかを確認するため、PDCA サイクルの考え方に基づいて運用します。




水安全管理マニュアルの効果として次のような項目が挙げられます。

- 水道水の安全性の向上
- 技術の継承
- 安全性に関する信頼性の確保
- 一元管理
- 関係者との連携強化



安全で安心できる水道をめざします。

 <p>JWWA-GLP075 水道 GLP 認定</p>	<p>お客様の飲用される水道水が、水質基準に適合していることを確認するための水質検査は、正確かつ精度の高いものでなければなりません。</p> <p>水道局では、水道水質検査優良試験所規範に適合し、水質検査に係る技術力と検査精度が高く評価され、水道 GLP の認定を取得しました。</p> <p>これからも、精密な水質検査を行い、より一層お客様に水道水への安心と信頼を提供できるように努めてまいります。</p>
--	--

<p>問合せ先 前橋市水道局上下水道部浄水課 〒371-0036 前橋市敷島町216番 TEL 027-231-3075 FAX 027-234-9525 前橋市ホームページ http://www.city.maebashi.gunma.jp/</p>
